

# 第34回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2020年8月19日（水曜日） 午前10時

## 開催場所

岡山県倉敷市本町7番2号  
倉敷アイビースクエア エメラルドホール  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

### 【新型コロナウイルス感染予防への対応について】

新型コロナウイルスの感染が広がっております。  
本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じて、係員のマスクの着用やアルコール製剤の設置など、感染予防措置を講じてまいります。  
本株主総会にご出席される株主様は、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年は、感染防止対策の一環として、お土産の配布及び懇親会の開催を中止させていただきます。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 目次

第34回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類/計算書類	21
監査報告	27
株主総会参考書類	33

(証券コード：2791)

2020年7月31日

株 主 各 位

岡山県倉敷市堀南704番地の5  
大黒天物産株式会社  
代表取締役社長 大賀 昭 司

### 第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年8月18日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年8月19日（水曜日）午前10時
  2. 場 所 岡山県倉敷市本町7番2号  
倉敷アイビースクエア エメラルドホール  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第34期（2019年6月1日から2020年5月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第34期（2019年6月1日から2020年5月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役8名選任の件
  - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

#### 【招集にあたっての決定事項】

株主様ご本人が会場にお越し願えない場合、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する事情が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ([https://www.e-dkt.co.jp/ir\\_info.html](https://www.e-dkt.co.jp/ir_info.html))に掲載いたします。
- ◎本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ([https://www.e-dkt.co.jp/ir\\_info.html](https://www.e-dkt.co.jp/ir_info.html))に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(添付書類)

## 事業報告

(2019年6月1日から  
2020年5月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

##### ① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、上期は企業収益の回復や雇用環境の改善が見られるなど景気は緩やかな回復基調で推移していたものの、下期は消費税増税による消費動向の低迷、米中貿易摩擦の長期化に加えて、中国発の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響が全国的に拡大しました。緊急事態宣言による不要不急の外出自粛、訪日外国人の減少、輸出入の低迷などにより企業収益、雇用環境は悪化し将来への不安感も急激に増しております。

小売業界におきましては、新型コロナウイルス感染症による外食控えなどで、家庭内消費の需要が高まる一方、物流費の値上げ、最低賃金の引き上げによる人件費の増加、パート・アルバイトの採用難が深刻になるなど、大変厳しい状況が続いております。

このような環境の中、当社グループでは、食の安心・安全を確保するための品質・鮮度管理の徹底、売場環境の整備、接客の向上、「安くて新鮮で美味しい商品」をスローガンに商品開発の実践、E S L P（エブリデイ・セーム・ロープライス）による地域最安値価格を目指すなど、魅力ある店作りを展開してまいりました。また、成長戦略として、新潟県、愛知県、和歌山県、香川県、愛媛県にそれぞれ1店舗の新規出店と、既存店舗の老朽化に伴う建替えを1店舗、生鮮売場を強化した大幅改装を3店舗で実施いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は2,120億5千9百万円（前期比15.6%増）、経常利益61億4千9百万円（前期比110.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は37億3千5百万円（前期の親会社株主に帰属する当期純利益2億8千4百万円）となりました。

当社グループの部門別売上状況は次のとおりであります。

部 門	第33期(2019年5月期)		第34期(2020年5月期)		増 減 率 (%)
	金額 (百万円)	構 成 比 (%)	金額 (百万円)	構 成 比 (%)	
小 売 部 門	182,339	99.4	210,399	99.2	15.4
卸 売 部 門	921	0.5	1,427	0.7	55.0
そ の 他	201	0.1	232	0.1	15.3
合 計	183,462	100.0	212,059	100.0	15.6

当社グループの地域別売上状況は次のとおりであります。

地 域	第33期(2019年5月期)		第34期(2020年5月期)		増 減 率 (%)
	金額 (百万円)	構 成 比 (%)	金額 (百万円)	構 成 比 (%)	
中国・四国地区	84,746	46.2	92,007	43.4	8.6
関西・中部地区	81,998	44.7	95,080	44.8	16.0
そ の 他 ( 注 )	16,717	9.1	24,972	11.8	49.4
合 計	183,462	100.0	212,059	100.0	15.6

(注) その他は、上記地区以外の小売売上、卸売部門、飲食部門、発注事務手数料等が含まれております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は55億3千万円であります。その主なものは、新規出店及び改装に伴う店舗設備などであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における当社グループの資金調達につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 31 期 (2017年5月期)	第 32 期 (2018年5月期)	第 33 期 (2019年5月期)	第 34 期 (2020年5月期)
売 上 高(百万円)	155,379	164,035	183,462	212,059
経 常 利 益(百万円)	5,921	5,399	2,918	6,149
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	3,553	3,282	284	3,735
1株当たり当期純利益(円)	252.82	233.17	20.19	267.50
総 資 産(百万円)	56,535	66,406	72,374	73,489
純 資 産(百万円)	30,565	33,516	33,219	36,331

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第33期より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第32期の金額は組替え後の金額で表示しております。

## (3) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響で国内外の景気は不透明感を増しており、当社グループを取り巻く経営環境は、外食控えなどによる家庭内消費の需要が高まったものの、最低賃金の見直し・物流費の値上げなど費用増加等により、厳しい経営環境が続くものと思われまます。

このような新型コロナウイルス感染症の影響下において、当社グループはお客様・従業員の安全を最優先に予防措置を講じつつ、ライフラインを担う社会的使命のもと、商品の安定供給に努め、安心・安全なサービスを提供してまいります。

当社グループの戦略といたしましては、食を通じて人々の暮らしを豊かに変える「豊かさの追求」という経営の基本方針のもと、「E S L P (エブリデイ・セーム・ロープライス)」実現のための、「ローコスト経営」確立に向けて、商品開発、生産性向上、物流効率向上の3つを優先的に対処すべき課題と捉え、次の取り組みをしてまいります。

- ① P B O商品(プライベート・ブランド商品、ブルー・オーシャン商品)の開発強化及び既存商品をアナライズ(商品の品質・価値の分析及び検証)することで、さらなる高品質・低価格な商品開発を推進
- ② 店舗数の増加、出店地域の拡大に対応するため、店舗オペレーションの標準化、単純化、統一化によるA P O化(オールパートオペレーション化)の早期実践
- ③ 店舗の広域化に伴う物流センター及び物流システムの整備による物流効率の最大化の実現

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社西源	16百万円	100%	食品、生活百貨の小売業
瀬戸内メイプルファーム株式会社	10百万円	100%	酪農事業
マツサカ株式会社	10百万円	100%	食品スーパー事業及び食品製造事業
株式会社小田商店	12.5百万円	100%	各種食料品小売業
マミーズ株式会社	10百万円	100%	各種食料品小売業

- (注) 1. 当社の連結子会社の数は、上記の重要な子会社を含めて22社であります。  
2. 当社には、会社法に規定される特定完全子会社はありません。

#### (5) 主要な事業内容 (2020年5月31日現在)

当社グループは、食料品の小売りを主な事業としており、関連する事業として食料品の卸売事業及び飲食事業等を営んでおります。

#### (6) 主要な営業所等 (2020年5月31日現在)

##### ① 当社

本 社 岡山県倉敷市堀南704番地の5

物流センター及び食品製造拠点

中国物流RMセンター	岡山県総社市中原88番地
関西DC	大阪府堺市西区築港新町2丁7-9

- (注) 中国物流RMセンターには、中国DC、岡山チルドTC、岡山フローズンDC、生鮮PC及び食品製造部門を併設しております。

店 舗  
既存店舗 (135店舗)

岡山県 (38店舗)	倉岡 敷 市 総 山 市 備 社 市	11店舗 21店舗 1店舗 1店舗	井津 原 市 真 山 市 勝 庭 市	1店舗 1店舗 1店舗 1店舗
広島県 (12店舗)	広 島 市 庄 原 市 東 広 島 安 芸 郡 坂	4店舗 1店舗 1店舗 1店舗	福 山 市 安 芸 郡 熊野市	2店舗 1店舗 2店舗
山口県 (2店舗)	防 府 市	2店舗		
鳥取県 (8店舗)	鳥 取 市 倉 吉 市 八 頭 郡 智頭町	2店舗 2店舗 1店舗	米 境 子 港 市	2店舗 1店舗
島根県 (3店舗)	安 来 市	1店舗	松 江 市	2店舗
大阪府 (18店舗)	泉 南 市 大 阪 市 貝 塚 市 堺 市 岸 和田 市 南 河 内 郡 太子町 茨 木 市	2店舗 2店舗 1店舗 2店舗 2店舗 1店舗 1店舗	摂 津 市 大 和 市 河 内 郡 長野市 東 大 阪 市 寝 屋 川 市	1店舗 2店舗 1店舗 1店舗 1店舗 1店舗
京都府 (2店舗)	八 幡 市	1店舗	相 楽 郡 精華町	1店舗
兵庫県 (12店舗)	加 古 川 市 姫 路 市 神 崎 郡 福崎町	1店舗 2店舗 3店舗 1店舗	神 戸 市 赤 穂 市 丹 波 篠 山 市 相 生 市	2店舗 1店舗 1店舗 1店舗
奈良県 (5店舗)	奈 良 市 桜 井 市	2店舗 1店舗	北 葛 城 郡 上牧町 葛 城 市	1店舗 1店舗
和歌山県 (4店舗)	和 歌 山 市	4店舗		
滋賀県 (3店舗)	草 津 市 守 山 市	1店舗 1店舗	大 津 市	1店舗
愛知県 (2店舗)	豊 橋 市	1店舗	小 牧 市	1店舗
香川県 (4店舗)	坂 出 市 丸 亀 市	1店舗 1店舗	高 松 市	2店舗
徳島県 (3店舗)	鳴 門 市 吉 野 川 市	1店舗 1店舗	小 松 島 市	1店舗
愛媛県 (6店舗)	松 山 市 西 条 市	2店舗 2店舗	今 治 市 大 洲 市	1店舗 1店舗
福岡県 (4店舗)	遠 賀 郡 水巻町 久 留 米 市	1店舗 1店舗	北 九 州 市	2店舗



福井県 (1店舗)	越 前 市	1店舗		
石川県 (2店舗)	河 北 郡 津 幡 町	1店舗	金 沢 市	1店舗
三重県 (3店舗)	四 日 市 市 伊 賀 市 市	1店舗 1店舗	津 市	1店舗
岐阜県 (3店舗)	大 本 垣 巣 市 市	1店舗 1店舗	土 岐 市	1店舗

当連結会計年度出店店舗 (3店舗)

愛媛県 (1店舗)	新 居 浜 市	1店舗
香川県 (1店舗)	丸 亀 市	1店舗
愛知県 (1店舗)	名 古 屋 市	1店舗

② 子会社

会社名	店舗等	所在地
株 式 会 社 西 源	流通団地店他 13店舗	長野県 (松本市、諏訪市、塩尻市、安曇野市、上田市、須坂市、長野市)、新潟県 (長岡市、燕市、新潟市)、和歌山県 (和歌山市)
株 式 会 社 バ リ ュ ー 1 0 0	バリュー100茨木太田店	大阪府 (茨木市)
大黒天ファーム笠岡株式会社	笠岡農場、佐用牧場	岡山県 (笠岡市)、兵庫県 (佐用郡佐用町)
オ リ ー ブ 水 産 株 式 会 社	養殖場	香川県 (坂出市)、高知県 (幡多郡大月町)
瀬戸内メイプルファーム株式会社	矢掛牧場	岡山県 (小田郡矢掛町)
マ ッ サ カ 株 式 会 社	総社店他 6店舗	岡山県 (倉敷市、総社市、小田郡矢掛町)
株 式 会 社 小 田 商 店	春日店他 6店舗	広島県 (広島市、福山市)、島根県 (出雲市)
マ ミ ー ズ 株 式 会 社	柳川店他 22店舗	福岡県 (福岡市、柳川市、久留米市、筑後市、大牟田市、太宰府市、みやま市、八女市、三井郡大刀洗町、八女郡広川町)、熊本県 (荒尾市、玉名市)、長崎県 (西海市)

(7) 従業員の状況 (2020年5月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前期末比増加	平 均 年 齢	平均勤続年数
合計または平均	1,727名	90名	34.8歳	6.9年

(注) 従業員数には、パートタイマー・アルバイト6,475名（1日8時間換算による月平均人数）は含めておりません。

(8) 主要な借入先 (2020年5月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,427百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,780百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,750百万円

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式に関する事項 (2020年5月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 43,600,000株
- ② 発行済株式の総数 14,474,200株 (自己株式545,320株含む)
- ③ 株主数 9,258名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
大賀 昭司	5,948千株	42.70%
大賀 公子	720	5.16
大賀 昌彦	720	5.16
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	578	4.15
大賀 愛子	480	3.44
大賀 大輔	480	3.44
大賀 友貴	480	3.44
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	397	2.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	327	2.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	295	2.12

- (注) 1. 当社は、自己株式を545,320株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年5月31日現在）

名 称	第7回新株予約権	
発 行 決 議 日	2017年4月15日	
新 株 予 約 権 の 数	500個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 50,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 時 限	1株当たり5,600円	
権 利 行 使 期 間	2022年4月16日から 2025年4月15日まで	
行 使 の 条 件	(注)	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数： 50個 目的となる株式数： 5,000株 保有者数： 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数： 一個 目的となる株式数： 一株 保有者数： 一名
	監 査 役	新株予約権の数： 一個 目的となる株式数： 一株 保有者数： 一名

(注) 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、執行役員もしくは従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
  - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
  - (3) その他権利行使の条件（上記（1）に関する詳細も含む。）は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ② 当事業年度中に従業員等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役に関する事項（2020年5月31日現在）

地位	担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長		大賀昭司	株式会社西源代表取締役 瀬戸内メイプルファーム株式会社代表取締役社長 マツサカ株式会社代表取締役会長 株式会社小田商店代表取締役会長 マミーズ株式会社代表取締役会長 一般財団法人大黒天奨学財団代表理事
専務取締役	営業企画部長兼 商品部門担当	菊池和裕	マミーズ株式会社取締役社長
専務取締役	経営戦略室長兼 営業戦略部長兼 経営企画室長兼 店舗開発部長	大村昌史	
専務取締役	企業戦略室長兼 物流RMセンター 準備室事務長兼 管理部門担当	川田知博	
常務取締役	社長室長兼 ブルーオーシャン 商品開発部長	大賀昌彦	
取締役		野田尚紀	公認会計士、税理士
取締役		福田正彦	株式会社丸五代代表取締役社長
監査役（常勤）		武藤章人	
監査役		寺尾耕治	公認会計士、税理士
監査役		今岡正一	公認会計士、税理士 株式会社山陰合同銀行社外取締役（監査等委員）

(注) 1. 監査役寺尾耕治氏及び今岡正一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 取締役野田尚紀氏及び福田正彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3. 監査役寺尾耕治氏及び今岡正一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

4. 取締役大村昌史氏は、2019年8月21日付で専務取締役経営戦略室長兼営業戦略部長兼商品管理部長兼経営企画室長兼店舗開発部長に変更し、2020年2月27日付で専務取締役経営戦略室長兼営業戦略部長兼経営企画室長兼店舗開発部長に変更しております。

5. 専務取締役川田知博氏は、2020年2月27日付で企業戦略室長兼関西物流RMセンター準備室事務長兼管理部門担当に変更しております。

6. 常務取締役大賀昌彦氏は、2019年8月21日付で社長室長兼ブルーオーシャン商品開発部長に変更しております。
7. 取締役福田正彦氏は、2020年4月1日付で株式会社丸五の代表取締役社長に就任しております。
8. 当社は、取締役野田尚紀氏及び福田正彦氏、監査役寺尾耕治氏及び今岡正一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社と社外取締役野田尚紀氏及び福田正彦氏、社外監査役寺尾耕治氏及び今岡正一氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 7名 105百万円（内社外取締役2名6百万円）

監査役 3名 12百万円（内社外監査役2名4百万円）

（注）取締役の報酬等の額には、ストック・オプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度の費用計上額1百万円を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役福田正彦氏は、株式会社丸五の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役今岡正一氏は、株式会社山陰合同銀行の社外取締役(監査等委員)であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(ロ) 当事業年度中における主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
野 田 尚 紀	取 締 役	当事業年度に開催された取締役会全12回全てに出席し、公認会計士の立場から必要に応じ発言を行っております。
福 田 正 彦	取 締 役	2019年8月21日就任以降、当事業年度に開催された取締役会全10回全てに出席し、経営者としての豊富な経験と知見に基づき必要に応じ発言を行っております。
寺 尾 耕 治	監 査 役	当事業年度に開催された取締役会全12回全てに出席及び監査役会全14回全てに出席し、公認会計士の立場から必要に応じ発言を行っております。
今 岡 正 一	監 査 役	当事業年度に開催された取締役会全12回全てに出席及び監査役会全14回全てに出席し、公認会計士の立場から必要に応じ発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

(イ) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 37百万円

(ロ) 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産  
上の利益の合計額 37百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の  
監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会  
計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に対する監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の独立性及び監査体制・監査品質の確保体制、監査計画、監査  
方法、内容・結果の相当性を判断基準として同意しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合には、監査役会が会計監査  
人を解任いたします。

また、会計監査人の職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他会計監査人  
の変更が必要と判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議  
案の内容を決定して取締役会に通知し、取締役会はそれを株主総会の付議議案といたします。



## (5) 会社の体制及び方針

### ① 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他会社の業務並びに会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### (イ) 取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規定をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に総括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は、総務部との連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

#### (ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書取扱規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### (ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸入管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則やガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成及び配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

#### (ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配及び意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

また、取締役会より業務執行を委任された執行役員制度を採用、取締役会は、委任業務の執行状況について当該執行役員から適宜報告を受けるものとする。

- (ホ) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
関係会社管理規程に従い、子会社の業績、財務状況及び業務執行状況その他の重要な事項について、当社の取締役会に定期的・継続的に報告する体制とする。
  - b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
子会社の取締役等は、その業務の適正を確保するために必要な諸規程を遵守する。企業戦略室は子会社の管理部門として子会社に対する指導・管理を行い、情報の共有化を図ることによりグループ各社における業務遂行の適正性を確保する。
  - c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
グループ各社は、当社取締役会が定める全社的な経営戦略及び目標を共有し、その目的達成のため業務の高度化・効率化に向けた改善を継続的に行う。
  - d) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、本社総務部はこれを横断的に推進し、管理する。内部監査室は子会社を内部監査の対象とし、グループ各社の取締役及び使用人に係る職務執行が法令及び定款に適合する体制とする。また、当社が設置・運営するコンプライアンス・ホットラインは、グループ各社の役員及び使用人等が利用できる体制とする。
- (ハ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a) 監査役は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。
  - b) 監査役の職務を補助する使用人の当該期間における人事異動・人事考課については、監査役の意見を聴取し、尊重するものとする。

- (ト) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制  
当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。
- b) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ各社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- (チ) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役から職務の執行について生ずる費用の前払または償還、負担した債務の弁済を求められた場合には、当該費用が明らかに監査役職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、これに応じるものとする。
- (リ) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題について意見交換を行う。また、会計監査人、内部監査室等との緊密な連携を保つことにより、実効的な監査を実施する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (イ) 取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- a) 内部監査室による監査記録は毎月取締役会メンバーに回覧され、最新の状況が報告されている。また、監査役会と内部監査室は毎月会合を設け、監査状況や問題点につき意見交換を行っている。
- b) 24時間体制のコンプライアンス・ホットラインを設置しており、従業員が内部監査室に対して直接情報提供を行う体制となっている。

- (ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報の保存については、文書取扱規程に従って適正に保存され、また取締役及び監査役が常時閲覧できる体制となっている。
- (ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
業務遂行上で直面するリスクについては、各担当部署が規則、ガイドライン、マニュアルを作成し、これらは電磁的媒体に記録されて関係者が常時閲覧できる体制となっている。また発生したリスク関連事項の報告は総務部が一元管理し、同部が監視及び対応に当たっている。
- (ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
各部門の業務遂行に当たっては、権限規程に基づく適正な権限分配の下、業務担当取締役が統括し、稟議の電子化等、ITを利用した効率化を図っている。
- (ホ) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a) 子会社の業績、財務状況等の重要事項は、当社の取締役会において毎月報告され、担当取締役が状況説明を行っている。
  - b) 内部監査室は子会社も監査の対象としており、その状況は報告書として回覧される。また、コンプライアンス・ホットラインはグループ各社にも通報先が周知され、当該子会社の役員及び使用人が利用できる体制となっている。
- (ヘ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
補助使用人に関する事項については監査役会規程及び監査役監査基準において明定している。
- (ト) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - a) コンプライアンス・ホットラインの通報については、その一次情報を内部監査室が総務部に報告する際、同時に監査役にも報告が行われる体制となっている。また、子会社において発生する重要問題は、子会社から直接に、或いは企業戦略室、総務部を通じて、監査役に対して適時に報告されている。
  - b) 内部通報処理規程において「不利益取扱いの禁止」条項を規定しており、この規定はコンプライアンス・ホットラインのみならず、監査役への報告についても適用される。

- (チ) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針は監査役会規程及び監査役監査基準において明記している。
- (リ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は代表取締役、会計監査人、内部監査室と定期的な会合及び随時意見交換を行っており、監査の実効性確保に努めている。

② 株式会社の支配に関する基本方針  
該当事項はありません。

③ 剰余金の配当等の決定に関する方針  
当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題として捉えており、配当につきましては、継続かつ安定を基本としております。  
内部留保につきましては、新規出店投資及び業務の標準化、効率化を目的としたIT、物流関連投資、従業員教育等、業容拡大と一層の経営基盤の強化につなげてまいります。

#### (6) 親会社等との間の取引に関する事項

当社代表取締役社長である大賀昭司が代表理事を務める一般財団法人大黒天奨学財団に対して寄付金を拠出しております。

この寄付金の拠出に当たっては金額、その他内容及び条件が一般の取引条件と同様の適切な条件による取引で行われることなどに留意しております。

当社取締役会は、この取引条件を把握し、当社グループの利益を害するものでないことを確認したうえでその適正性、妥当性を判断しております。

---

(注) この事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>19,296</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>29,206</b>
現金及び預金	7,446	買掛金	14,988
売掛金	110	短期借入金	3,793
商品及び製品	5,970	リース債務	111
仕掛品	171	未払法人税等	2,048
原材料及び貯蔵品	351	賞与引当金	484
その他	5,448	資産除去債務	6
貸倒引当金	△203	その他	7,772
<b>固 定 資 産</b>	<b>54,193</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>7,951</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>41,443</b>	長期借入金	3,112
建物及び構築物	26,712	リース債務	364
機械装置及び運搬具	1,445	繰延税金負債	192
工具器具備品	4,141	退職給付に係る負債	41
土地	7,944	資産除去債務	2,730
リース資産	449	その他	1,511
建設仮勘定	274	<b>負 債 合 計</b>	<b>37,157</b>
その他	473	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>338</b>	株主資本	36,157
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>12,411</b>	資本金	1,661
投資有価証券	374	資本剰余金	1,823
長期貸付金	23	利益剰余金	33,553
建設協力金	1,814	自己株式	△880
繰延税金資産	3,833	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>39</b>
差入保証金	4,825	その他有価証券評価差額金	39
その他	1,624	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>42</b>
貸倒引当金	△84	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>91</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>73,489</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>36,331</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>73,489</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2019年6月1日から  
2020年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		212,059
売上原価		162,287
売上総利益		49,772
販売費及び一般管理費		43,837
営業利益		5,935
営業外収益		
受取利息及び配当金	34	
受取賃料	90	
受取保険金	115	
助成金	52	
その他の	42	335
営業外費用		
支払利息	35	
貸借費用	52	
貸倒引当金繰入	28	
その他の	4	121
経常利益		6,149
特別利益		
固定資産売却益	67	
補助金収入	18	86
特別損失		
固定資産売却損失	24	
減損損失	326	
固定資産圧縮損	18	369
税金等調整前当期純利益		5,866
法人税、住民税及び事業税	2,829	
法人税等調整額	△709	2,120
当期純利益		3,745
非支配株主に帰属する当期純利益		10
親会社株主に帰属する当期純利益		3,735

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2019年6月1日から  
2020年5月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本		資 本		株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
2019年6月1日 期首残高	1,661	1,823	30,168	△557	33,096
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△350		△350
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,735		3,735
自己株式の取得				△323	△323
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	3,384	△323	3,061
2020年5月31日 期末残高	1,661	1,823	33,553	△880	36,157

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計			
2019年6月1日 期首残高	14	14	28	80	33,219
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△350
親会社株主に帰属する 当期純利益					3,735
自己株式の取得					△323
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	25	25	13	10	49
連結会計年度中の変動額合計	25	25	13	10	3,111
2020年5月31日 期末残高	39	39	42	91	36,331

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>15,668</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>26,003</b>
現金及び預金	4,650	買掛金	13,563
売掛金	670	1年内返済予定の長期借入金	2,872
商品及び製品	4,977	リース債務	111
原材料及び貯蔵品	281	未払金	4,311
前払費用	895	未払費用	355
その他	4,396	未払法人税等	2,008
貸倒引当金	△203	預り金	401
<b>固 定 資 産</b>	<b>53,412</b>	前受収益	121
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>31,677</b>	賞与引当金	416
建物	20,066	資産除去債務	6
構築物	2,563	その他	1,833
機械及び装置	773	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,212</b>
車両運搬具	33	長期借入金	2,419
工具、器具及び備品	3,525	リース債務	364
土地	4,007	資産除去債務	2,139
リース資産	449	その他	1,289
建設仮勘定	256	<b>負 債 合 計</b>	<b>32,215</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>315</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	248	株主資本	36,781
その他	67	資本金	1,661
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>21,419</b>	資本剰余金	1,823
投資有価証券	367	資本準備金	1,823
関係会社株式	1,756	利益剰余金	34,176
長期貸付金	9,864	利益準備金	5
建設協力金	3,170	その他利益剰余金	34,171
繰延税金資産	3,378	固定資産圧縮積立金	55
差入保証金	3,837	別途積立金	29,170
その他	1,564	繰越利益剰余金	4,945
貸倒引当金	△2,519	<b>自 己 株 式</b>	<b>△880</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>69,080</b>	評価・換算差額等	41
		その他有価証券評価差額金	41
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>42</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>36,864</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>69,080</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2019年6月1日から  
2020年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		185,847
売上原価		143,137
売上総利益		42,709
販売費及び一般管理費		36,154
営業利益		6,555
営業外収益		
受取利息及び配当金	146	
受取賃料	304	
その他	44	496
営業外費用		
支払利息	29	
貸借費用	430	
貸倒引当金繰入額	384	
その他	2	847
経常利益		6,204
特別利益		
補助金収入	18	18
特別損失		
減損損失	304	
固定資産圧縮損	18	
関係会社株式評価損	9	332
税引前当期純利益		5,889
法人税、住民税及び事業税	2,879	
法人税等調整額	△572	2,307
当期純利益		3,582

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2019年 6 月 1 日から  
2020年 5 月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本									株主資本計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					自己株式	
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金計		
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
2019年6月1日期首残高	1,661	1,823	1,823	5	58	29,170	1,710	30,944	△557	33,872
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮 積立金の取崩					△2		2	－		－
剰余金の配当							△350	△350		△350
当期純利益							3,582	3,582		3,582
自己株式の取得									△323	△323
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△2	－	3,234	3,231	△323	2,908
2020年5月31日期末残高	1,661	1,823	1,823	5	55	29,170	4,945	34,176	△880	36,781

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2019年6月1日期首残高	15	15	28	33,915
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮 積立金の取崩				－
剰余金の配当				△350
当期純利益				3,582
自己株式の取得				△323
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額(純額)	26	26	13	39
事業年度中の変動額合計	26	26	13	2,948
2020年5月31日期末残高	41	41	42	36,864

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年7月13日

大黒天物産株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川 合 弘 泰 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 井 秀 吏 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大黒天物産株式会社の2019年6月1日から2020年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大黒天物産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年7月13日

大黒天物産株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川 合 弘 泰 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 井 秀 吏 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大黒天物産株式会社の2019年6月1日から2020年5月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年6月1日から2020年5月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月14日

大黒天物産株式会社 監査役会

常勤監査役 武 藤 章 人 ㊟

社外監査役 寺 尾 耕 治 ㊟

社外監査役 今 岡 正 一 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題として捉えており、配当につきましては継続かつ安定を基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、普通配当を前期より1株につき2円増配し、27円とさせていただきたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金27円

配当総額 376,079,760円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年8月20日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、今後の業容拡大と一層の経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,600,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,600,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

経営体制の一層の強化及びコーポレートガバナンス体制の強化に備えるため、取締役の増員が可能となるよう、現行定款第18条（取締役の員数）に定める取締役の員数の上限を3名増員し、7名から10名に変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。

### 第3号議案 取締役8名選任の件

現任の取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員いたしたく、第2号議案の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	おおがしょうじ 大賀昭司 (1956年9月30日生)	1974年4月 藤徳物産株式会社入社 1980年4月 株式会社木乃新入社 1986年6月 有限会社倉敷きのしん設立 同社代表取締役社長 1993年6月 当社設立 当社代表取締役社長（現任） 2012年6月 株式会社西源代表取締役（現任） 2016年12月 瀬戸内メイプルファーム株式会社代表取締役社長（現任） 2017年11月 マツサカ株式会社代表取締役会長（現任） 2018年6月 株式会社小田商店代表取締役会長（現任） 2018年12月 マミーズ株式会社代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社西源代表取締役 瀬戸内メイプルファーム株式会社代表取締役社長 マツサカ株式会社代表取締役会長 株式会社小田商店代表取締役会長 マミーズ株式会社代表取締役会長 一般財団法人大黒天奨学財団代表理事	5,948,000株
取締役候補者とした理由 大賀昭司氏は創業者であり、長年に亘り経営トップとしての手腕を発揮し、経営の指揮及び監督を適切に行い当社を成長させてまいりました。 また、これまでの豊富な経験と経営全般に関する知見と能力を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	菊池和裕 (1951年2月9日生)	<p>1969年3月 株式会社三和入社 1991年7月 同社取締役店舗運営部長 2003年9月 株式会社オザム入社 同社常務取締役営業本部長 2005年11月 当社入社 2005年12月 当社営業本部長 2006年8月 当社取締役営業本部長 2009年6月 当社取締役商品部長兼営業企画部長 2013年8月 当社専務取締役商品部長兼営業企画部長兼イミテート部長 2016年8月 当社専務取締役営業企画部長兼ベーカリー部長兼商品部門担当 2018年2月 当社専務取締役営業企画部長兼ベーカリー部長兼鮮魚部長兼商品部門担当 2018年8月 当社専務取締役営業企画部長兼商品部門担当(現任) 2018年12月 マミーズ株式会社取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) マミーズ株式会社取締役社長</p>	6,000株
<p>取締役候補者とした理由 菊池和裕氏は、2006年8月に当社取締役に就任し、企業経営に従事し、その役割・責務を果たしております。また、これまでの商品部長などの豊富な業務経験と高い知見を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。</p>			
3	大村昌史 (1966年8月7日生)	<p>2011年4月 当社入社 2011年6月 当社総務部長 2014年8月 当社総務部長兼商品管理部長 2016年8月 当社取締役店舗運営部長兼商品管理部長 2018年8月 当社取締役商品管理部長兼店舗開発部長 2019年4月 当社取締役経営戦略室長兼営業戦略部長兼商品管理部長兼経営企画室長兼店舗開発部長 2019年8月 当社専務取締役経営戦略室長兼営業戦略部長兼商品管理部長兼経営企画室長兼店舗開発部長 2020年2月 当社専務取締役経営戦略室長兼営業戦略部長兼経営企画室長兼店舗開発部長(現任)</p>	1,200株
<p>取締役候補者とした理由 大村昌史氏は、2016年8月に当社取締役に就任し、企業経営に従事し、その役割・責務を果たしております。また、これまで総務、商品管理に携わる等、管理部門での豊富な業務経験と高い知見を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	かわだ ともひろ 川田 知博 (1959年1月14日生)	1983年12月 株式会社マルナカ入社 2000年4月 当社入社 2001年6月 当社総務課長 2001年9月 当社経営企画室課長 2002年10月 当社取締役経営企画室長 2013年1月 当社取締役経営企画室長兼管理部門担当 2013年8月 当社常務取締役経営企画室長兼管理部門担当 2016年8月 当社専務取締役経営企画室長兼企業戦略室長兼管理部門担当 2019年4月 当社専務取締役企業戦略室長兼管理部門担当 2020年2月 当社専務取締役企業戦略室長兼関西物流R Mセンター準備室事務長兼管理部門担当 (現任)	20,000株
取締役候補者とした理由 川田知博氏は、2002年10月に当社取締役に就任し、企業経営に従事し、その役割・責務を果たしております。また、これまでの経営企画室長などの豊富な業務経験と高い知見を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。			
5	おおが まさひこ 大賀 昌彦 (1982年4月18日生)	2007年4月 株式会社いいなダイニング入社 2010年4月 当社入社 2014年1月 当社社長室長兼惣菜部課長 2015年5月 当社社長室長兼ブルーオーシャン戦略室長 2016年8月 当社常務取締役社長室長兼ブルーオーシャン戦略室長 2016年11月 当社常務取締役社長室長兼ブルーオーシャン戦略室長兼ピザ部長 2018年8月 当社常務取締役社長室長兼ブルーオーシャン戦略室長 2019年8月 当社常務取締役社長室長兼ブルーオーシャン商品開発部長 (現任)	720,000株
取締役候補者とした理由 大賀昌彦氏は、2016年8月に当社取締役に就任し、企業経営に従事し、その役割・責務を果たしております。また、これまでのブルーオーシャン戦略室長などの豊富な業務経験と高い知見を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	※ 難波 洋一 (1966年4月8日生)	2007年9月 当社入社 2008年1月 当社経理部経理課長 2008年8月 当社経理部次長 2014年8月 当社経理部長(現任)	—
	取締役候補者とした理由 難波洋一氏は、2014年8月以降、経理部長としてその役割・責務を果たしており、豊富な業務経験と高い知見を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
7	の だ なお き 野 田 尚 紀 (1976年6月3日生)	2003年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2016年10月 野田公認会計士事務所開業 同所所長(現任) 税理士法人松岡・野田コンサルティング設立 同社代表社員(現任) 2017年8月 当社社外取締役(現任) 2017年12月 ACアーネスト監査法人入所(現任)	—
	社外取締役候補者とした理由 野田尚紀氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的知識を有しており、当社の社外取締役に就任以降の実績から、引き続きガバナンス強化の役割を担う当社の社外取締役として、その職務を適正に遂行できるものと期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。		
8	ふく だ まさ ひこ 福 田 正 彦 (1955年5月10日生)	1978年3月 株式会社中国銀行(現株式会社中国銀行)入行 2009年6月 同行取締役 2013年6月 同行常務取締役 2019年8月 株式会社丸五取締役副社長 2019年8月 当社社外取締役(現任) 2020年4月 株式会社丸五代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社丸五代表取締役社長	—
	社外取締役候補者とした理由 福田正彦氏は、長年に亘る金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、ガバナンス強化の役割を担う当社の社外取締役として、その職務を適正に遂行できるものと期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 当社との間の特別の利害関係  
大賀昭司氏は、一般財団法人大黒天奨学財団の代表理事を兼務しております。当社は同財団に対して寄付を行っております。  
他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 大賀昭司氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
4. 当社は、野田尚紀氏及び福田正彦氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 野田尚紀氏及び福田正彦氏は、社外取締役候補者であります。なお、野田尚紀氏及び福田正彦氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 野田尚紀氏及び福田正彦氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって野田尚紀氏が3年、福田正彦氏が1年であります。



#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
桑原一成 (1953年5月17日生)	1992年9月 株式会社セシール入社 2006年1月 同社人事部長 2006年12月 当社入社 当社総務部次長 2010年1月 当社総務部長代理 2014年4月 当社退職	—
補欠監査役候補者とした理由 桑原一成氏は、当社及び他社において人事、総務部門の豊富な経験を積まれており、当社の事業活動に関しても、豊富な経験と高度な知識を有しておりますことから当社監査役として適任であると判断し、補欠監査役候補者といたしました。		

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

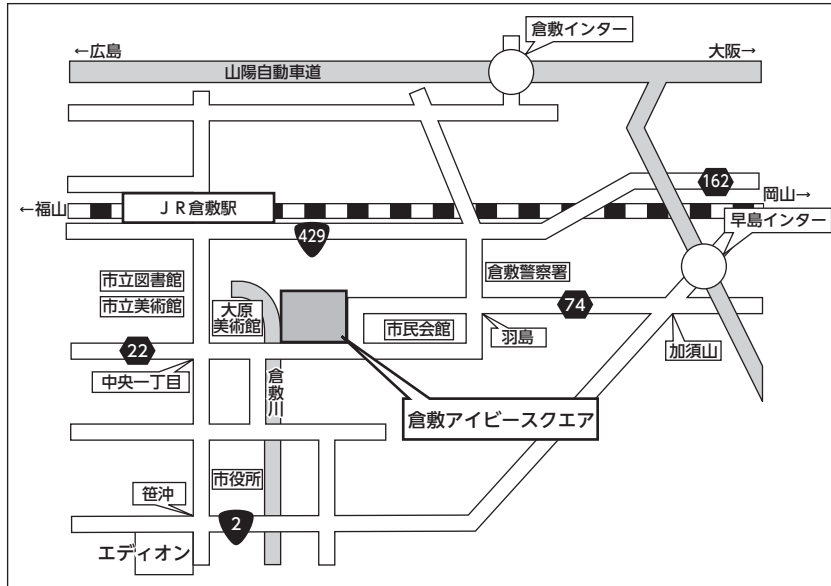
メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for handwriting practice.



## 株主総会会場ご案内図

会場：岡山県倉敷市本町7番2号  
倉敷アイビースクエア エメラルドホール  
電話 (086) 422-0011 (代表)



J Rご利用の場合：J R 倉敷駅南口より徒歩15分

お車ご利用の場合：山陽自動車道倉敷インターより約4.4km

**【ご注意】** お車でのご越しの場合、駐車場料金は株主様負担となりますので、ご了承ください。

公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。